

財務省告示第二百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年五月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇トン
四	四六三トン
五	〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
〇トン	三三三トン	二二六トン	七、一一二トン	四、六三六トン	六三三トン	五一、一四三トン	一八四、九六九トン	五二八、八八二トン	四、五一七トン	六トン	一トン	五〇三トン	〇・一四トン	〇トン	〇トン

二九	九五トン
二八	〇トン
二七	一五八トン
二六	〇トン
二五	〇トン
二四	二トン
二三	二六トン
二三	三九トン
二二	二、〇一〇トン